

**米国の FSC 税制に係る 21.5 条手続(II)**  
(上級委員会報告 WT/DS/108/AB/RW2、提出日：2006 年 2 月 13 日、  
採択日：2006 年 3 月 14 日)

東 條 吉 純

**【FSC 紛争の略歴】**

- 1997 年 11 月 18 日 EC による協議要請(WT/DS108)
- 1999 年 10 月 08 日 パネル報告書提出
- 2000 年 02 年 24 日 上級委員会報告書提出 (同年 3 月 20 日採択) (以上、「原手続」)
- 2000 年 11 月 15 日 2000 年 FSC 廃止・域外所得除外法 (以下、「ETI 法」又は「ETI 税制」) の制定
- 2001 年 08 月 20 日 21.5 条手続(I)：パネル報告書提出
- 2002 年 01 月 14 日 同手続(I)：上級委員会報告書提出 (同年 1 月 29 日採択)
- 2002 年 08 月 30 日 22.6 条仲裁報告書提出 (約 40 億ドルの対抗措置承認)
- 2004 年 10 月 22 日 2004 年米国雇用創出法 (以下、「雇用法」) 制定
- 2005 年 09 月 30 日 21.5 条手続(II)：パネル報告書提出
- 2006 年 02 月 13 日 同手続(II)：上級委員会報告書提出 (同年 3 月 14 日採択)

**I. 本件紛争に係る WTO 紛争解決手続の経過**

ここで解説するのは、米国の輸出優遇税制 (FSC 税制) を巡る EC・米間紛争 (WT/DS108)に係る二度目の 21.5 条手続 (21.5 条手続(II)、以下、「本件手続」) の上級委員会報告である。以下で概略を述べる通り、この 21.5 条手続(II)では、実体法上の問題については米国が何ら抗弁を提出しなかったため一切争点となっておらず、もっぱら手続法上の問題が審理の対象とされている。以下、本件上級委員会報告の解説に必要な範囲において、本件紛争に係る WTO 紛争解決手続の経過を辿ることとする。

**1. 原手続**

対象措置

- ・米国内国歳入規則第 921～927 条及びその関連措置 (以下、「FSC 税制」)

DSB 勧告・裁定

- ・FSC 税制のうち、SCM 協定 3.1 条(a)及び同 3.2 条の義務に反する部分については、同 4.7 条に基づき、「遅滞なく廃止」すること。また、その履行期限を 2000 年 10 月 1 日とすること(原手続パネル報告, para.8.3, 8.5-8.8; 原手続・上

級委員会報告, para.178)。

(\*同期限は、2000年10月12日DSB会合において同年11月1日に変更された)

- ・FSC税制のうち、農業協定10.1条及び8条の義務に反する部分については、同協定に適合的なものにする事(原手続・パネル報告, para.8.4; 原手続・上級委員会報告, para.178)。

## 2. 第1回21.5条手続(21.5条手続(I))

### 対象措置

- ・上記勧告を実施するためにとられた措置(以下「履行措置」)であるETI税制<sup>1</sup>

### DSB勧告・裁定

[パネル]

- ・ETI税制は、SCM協定3.1条(a)及び3.2条の義務に反している。
- ・ETI税制は、農業協定3.3条、8条及び10.1条の義務に反している。
- ・ETI税制は、1994年ガットIII条4の義務に反している。
- ・米国は、SCM協定3.1条(a)に反する禁止補助金と認定されたFSC税制を完全に廃止しておらず、SCM協定4.7条に基づく原手続のDSB勧告及び裁定を実施していない(←主にFSC補助金の無期限存続規定(ETI法5条(c)(1))を念頭におくもの)。

[上級委員会]

- ・SCM協定3.1条(a)、農業協定3.3条、8条及び10.1条、並びに、1994年ガットIII条4に違反するETI税制を、これら協定上の義務と適合的なものにする事。
- ・FSC税制に関して、SCM協定4.7条に基づき行われた原手続のDSB勧告及び裁定を完全に実施すること(←主にFSC補助金の無期限存続規定(ETI法5条(c)(1))を念頭に置くもの)。

なお、21.5条手続(I)において、パネルは2001年6月22日に中間報告書(interim report)を提出したところ、ECは、以下の見解を示した。すなわち、同手続においてパネルが新たな勧告を行うのは適切でない。なぜなら、同手続はDSU7条及び11条に対する特則を定めるものであり、パネルは原手続報告書の中で、すでにDSU19条に規定される「勧告」を行っているからである、と述べた。パネルは、米国がこの点につき何ら応答しなかったこと、及び、21.5条手続における先例が

---

<sup>1</sup> FSC Repeal and Extraterritorial Income Exclusion Act of 2000, Public Law 106-519.

必ずしも統一されていないことに留意し、原手続の DSB 勧告が「いまなお有効である(remained operative)」と述べ、中間報告書の結論部分を修正した(para.7.5)。この結果として、結論部分においては明示的な形で SCM 協定 4.7 条に基づき「遅滞なく廃止せよ」との新たな勧告は行われなかった。

## II. 第2回21.5条手続（本件手続）

上記21.5条手続(I)におけるDSB勧告及び裁定を受けて、米国は、2004年10月22日、雇用法を制定し<sup>2</sup>、同年11月のDSB会合において、雇用法はETI税制による免税を廃止するものであり、問題とされる対象措置はWTO協定上の義務に適合的なものとなった旨の見解を表明した(21.5条手続(II)パネル報告, para.1.6)。ECは、同年11月5日、雇用法に関して、あらためて米国に対する協議要請を行い、翌2005年1月14日、21.5条手続パネルの設置を要請するに至った（同年5月2日パネル設置）。

### 1. パネル

[両当事国による申立事項]

#### EC の申立

- (1) 米国は SCM 協定 4.7 条により義務づけられた禁止補助金の廃止を実施しておらず、WTO 協定上の義務へ適合させていない。したがって、2000 年 3 月 20 日および2002年1月29日のDSB勧告及び裁定の内容を実施していないこと。
- (2)米国は、SCM協定3.1条(a)及び3.2条、農業協定10.1条、8条、3.3条、並びに、ガット第3条4の各条の義務に対する違反を継続していること。

もっとも、ECは本件紛争にかかる過去の報告書の認定やDSB勧告及び裁定の内容を繰り返すよう求めているのではなく、雇用法の公布によっても、原手続及び21.5条手続(I)のパネル・上級委員会の認定及び勧告の内容は完全に実施されていないとの認定を求めた。

より具体的な論点に関しては、ECは、雇用法が以下の諸点においてのWTO協定適合的でなく、米国が原手続及び21.5条手続(I)のDSB勧告及び裁定を実施していないと主張した。

- (a) ETI税制による利益の一定割合について2年間にわたって存続することを定める「経過措置規定」（雇用法101条(d)）（2005年は80%、2006年は60%）。

---

<sup>2</sup> American Jobs Creation Act of 2004, Public Law 108-357.

- (b) 一定の取引について、ETI税制廃止後も無期限に従前の利益の存続を認める「祖父条項」（雇用法101条(f)）。
- (c) 一定の取引について無期限に FSC 補助金の存続を認めた ETI 法 5 条(c)(1)（FSC 税制の廃止を定めた ETI 法における祖父条項）について、雇用法が何ら規定していないこと。すなわち、当該 FSC 補助金の利益は、雇用法施行後も有効に存続すること。この点につき、米国は不当にパネルの付託事項の範囲を狭めようとしているが、パネル設置要請を全体として読解するならば、原手続における SCM 協定 4.7 条による勧告、および、21.5 条手続(I)の認定について明らかに言及していること（下記の米国申立事項(2)に対応）。

#### 米国の申立

- (1) 21.5 条手続(I)においては、SCM 協定 4.7 条に基づき ETI 補助金を「遅滞なく廃止することは何ら勧告及び裁定されていない。同手続の上級委員会報告では原手続の勧告及び裁定（ETI 税制が制定される以前のもの）が参照されており、SCM 協定 4.7 条に関しては、同手続の上級委員会による勧告は、ETI 法に関連するものではない。
- (2) 本件手続パネルの付託事項の範囲には、一定の取引についてFSC補助金の無期限存続を認めるETI法第5条(c)は含まれない。ECは第一回提出書面においてETI法第5条に言及したが、パネル設置要請においては言及しておらず、したがって同措置は付託事項の範囲外である。

#### **【パネルによる審理及び結論】**

パネルは、米国が EC の実体法上の申立に関して何ら抗弁を提出しなかったため、審理対象はもっぱら米国が提出した手続法上の 2 つの論点に絞られたが、パネルはこれら米国申立をいずれも斥けた。

#### [パネル審理]

##### 論点①（21.5 条手続における新たな勧告の要否）

- DSU21.5 条は「勧告及び裁定を実施するためにとられた措置」と規定するところ、何がそれにあたるのかについての定義はないが、禁止補助金事案においては、当該補助金の廃止が義務づけられ、かつ、DSB 勧告及び裁定の完全な実施が達成されるまでその義務は存続する(para.7.31)。
- 21.5 条手続は、紛争解決手続のさまざまな段階から生ずる一連の事象(a continuum of events)の一部を構成し、21.5 条手続の目的に照らし有効な(operative)勧告及び裁定は、原手続において DSB が採択した勧告及び裁定であり、「問題」が完全に「処理される(fixed)」、すなわち、禁止補助金が完

全に廃止されるまで、（繰り返しとられる）21.5 条手続の全プロセスを通じて、有効であり続ける(para.7.36)。〔下線は筆者による。上級委員会同旨〕

- 21.5 条手続パネルの趣旨は当事国が紛争を解決するのを助けることにある。また、21.5 条には「勧告を行う」との文言は含まれず、DSU19 条, SCM 協定 4.7 条における「勧告」を参照する文言もない。21.5 条手続に係る規定文言上、DSU19 条, SCM 協定 4.7 条に基づき新たな勧告を行うことを明確に義務づける規定はない(paras.7.40-7.41)。
  - 21.5 条の「この了解に定める紛争解決手続の利用」の中には、DSU19 条における「追加的な」勧告を新たに求める趣旨は含まれる筈がない。仮に 21.5 条手続パネルが SCM 協定 4.7 条に基づき新たに禁止補助金を遅滞なく廃止する旨の勧告を行うとすれば、「廃止期限」も改めて設定することになる。これでは実質的に、勧告の不実施国に対して追加的な権利を付与することになり、かつ、潜在的には終わりなき実施プロセスの循環に陥るおそれがあり、WTO 紛争解決制度の実効性をまったく損なうものとなるう(paras.7.44-7.46)。〔下線は筆者による。上級委員会同旨〕
  - 米国の、新たな勧告が必要であるとの主張には同意しない。これは単に、原手続の勧告及び裁定が有効なまま存続しているとの理由による。21.5 条手続(I)の目的は、勧告及び裁定を実施するために米国によってとられた措置が、実際に WTO 協定上の義務に適合するものか否かであり、同手続の DSB は、米国が完全に禁止補助金を廃止していないと認定した。禁止補助金事例における 21.5 条手続パネルの認定は、基本的には、禁止補助金が廃止されたか、あるいは、完全には廃止されていないか、のいずれかである(paras.7.52-7.54)。
  - いずれにせよ 21.5 条手続(I)パネルは、原手続の SCM 協定 4.7 条に基づく勧告（以下、「4.7 条勧告」）が「今なお有効である(remained operative)」との見解を明確に述べ、同手続上級委員会は、米国に対して原手続の 4.7 条勧告を完全に実施するよう勧告している。禁止補助金事例においては、原手続の DSB 勧告及び裁定を実施する WTO 加盟国の義務は、当該禁止補助金を完全に廃止することにより義務が履行されるまで、消滅することはない(paras.7.56-7.58)。
  - ETI 税制が WTO 協定に違反することはすでに認定されており、雇用法における経過措置及び祖父条項は、ETI 税制の利益を存続せしめるものである。また、FSC 補助金の一部は ETI 法 5 条(c)(1)により存続する。したがって、雇用法 101 条によって FSC 及び ETI 補助金が存続する限りにおいて、有効な DSB 勧告及び裁定を完全には実施していないものと認定する(para.7.65)。
- 論点②（付託事項の範囲：「問題となっている特定の措置」の明示）

- ・問題となる対象措置の明示については、ECのパネル設置要請中に、「適切に明示されて (adequately identified)」いるか否かによって判定され、DSU6.2条の文言及び精神との合致を確保するため、パネル設置要請を非常に注意深く審査する(examine the request for the establishment of the panel very carefully)。審査はケースバイケースで行われ、パネル設置要請を全体的に(as a whole)考慮し、付随する状況に照らして(in light of the attendant circumstances)行われる。また、被申立国の防御能力を損なうものであるか否かについての考慮が必要な場合がある(paras.7.73-7.74)。〔下線は筆者による〕
- ・DSU6.2条は「問題となっている特定の措置を明示する」ことを義務づけるが、「特定の措置」の特定の側面を明示することを義務づけるものではなく、同条には問題となる措置を特定するための様式または方法に関する特別の義務は認められない(para.7.82)。
- ・ECのパネル設置要請には、FSC補助金の存続を認めるETI法上の規定(5条(c)(1))が含まれると信ずる。
- ・米国の防御機会に関しては、ECのパネル設置要請の記述上の欠陥(defects)によって米国の利益が損なわれたかについて、その記述が十分な明確性を持ち、米国に防御機会を与えるものかどうかを審査する。
- ・原手続におけるDSB勧告及び裁定は2000年10月1日までに禁止補助金の廃止を義務づけており、米国法上存続を認められるFSC補助金は、原手続及びこれに後続する履行手続から生ずる一連の事象の一部(part of a continuum of events)として、本件の審査対象とされており、米国がその防御権を損なわれたとは信じられない。

[パネルの結論]

- ①米国の雇用法第101条が、FSC税制及びETI税制にかかる禁止補助金を、経過措置及び祖父条項を通じて存続させる限りにおいて、禁止補助金を廃止し対象措置をWTO協定適合的なものにするよう義務づけ、かつ、米国は現在も有効なDSB勧告及び裁定の内容を完全には実施していない(fail to implement fully the operative DSB recommendations and rulings)。
- ②2000年の原手続におけるDSB勧告及び裁定は、2002年の21.5条手続の結果を通じて有効なままであり、パネルは新たな勧告を行わない。

2. 米国・ECによる上級委員会への申立、第三国意見書

上記パネル報告を受けて、2005年11月14日、米国は上級委員会への申立の意思をDSBに通報した。同年11月21日に米国は申立国書面(appellant's submission)を提出、

同年11月29日にECも申立国書面を提出、同年12月9日にEC・米国とも、被申立国書面(appellee's submission)を提出した。また同日、豪州及びブラジルが各々第三国意見書を提出し、中国は口頭弁論に第三国として出席する意思を通報した。

また、健康上の理由により、本件の上級委員がJohn Lockhart氏からMerit E. Janow氏に交替した。これにより、本件事案を担当する上級委員は、Georges Abi-Saab氏、A. V. Ganesan氏及びMerit E. Janow氏の3名により構成された。

### 米国（申立国）の主張

- (1)ETI法5条は付託事項の範囲外である。ECのパネル設置要請において『紛争対象(the subject of the dispute)』（パネル設置要請書第2項）として明示されたのは、雇用法101条(d)及び同条(f)のみである(para.13)。パネルの理由付けに対しては、概ね次のように反論した。第一に、EUのパネル設置要請『紛争対象』の項には「雇用法101条に包含されるもの」のみが明示され、ETI法5条（つまり、雇用法101条に包含されないもの）への言及はないこと、第二に、ETI法全体への言及や先行手続のパネル・上級委員会報告への言及のみでは、問題の範囲について顕著に有益である(particularly informative)とは言えないこと、第三に、単に「禁止補助金を廃止していない」と言及するのみでは、FSC免税に係る懈怠か、ETI課税除外に係るそれか、それとも双方とも含むのか、判別できないこと、第四に、パネルは設置要請の記述すべてに等しいウェイトを与えるが、申立国自身が設置要請において明示に『紛争対象』の項を特定している場合には、『紛争対象』（パネル設置要請書第2項）中の記述により大きなウェイトを認めるべきであること、最後に、防御機会利益の侵害問題について、ここで問題とされているのは対象措置(ETI法5条)が付託事項の範囲内か否かであり、応訴国が利益侵害を立証することは要しない、とした<sup>3</sup>。
- (2)禁止補助金の廃止を求める4.7条勧告に適合していないとのパネルの結論を取り消すよう要請する。ETI税制による課税除外の廃止を求める4.7条勧告は存在しない。21.5条手続(I)において、4.7条に唯一言及されたのは、ETI法上の祖父条項によるFSC免税に関するそれであり、ETI法それ自体については4.7条勧告が行われていない(para.21)。なぜなら、(i)SCM協定4.7条はパネルに対する規定であり、WTO加盟国に対する規定ではない。(ii)4.7条は、「補助金」でなく「禁止補助金と認定された措置」に関する規定である。すなわち、当該措置とは、原手続パネルの措置であり、「実施のために将来とられる措置で、禁止補助金と認定され得るそれ」ではない(para.23)。

---

<sup>3</sup> 後述の通り、上級委員会が ETI 法 5 条を付託事項の範囲内と認定し、かつ、口頭弁論時に米国も防御利益の侵害問題にはこれ以上立ち入らないことに同意したため、この論点についての判断は行われなかった（本件手続上級委員会報告, n.130）。

パネルは21.5条の下の自らの任務を、加盟国が「問題を処理した(fixed the problem)」か否かを決定することと説示するが、21.5条の規定文言によれば、パネルの任務は、実施するためにとられた措置の有無及び当該措置とDSB勧告及び裁定の適合性如何を決定することにある。4.7条は、加盟国が禁止補助金を供与することになるおそれのある新たな法令の制定を差し控えるよう勧告することをパネルに命じるものではない(para.24)。

米国は、自国がETI法のWTO協定との不適合を是正する義務を負っていることを争っているのではなく、この義務がSCM協定4.7条又は同条に基づきなされる勧告から生じていることに同意できないだけである(para.27)。

### EC (被申立国) の抗弁

(1)パネルがECのパネル設置要請を全体として(as a whole)考慮したことは正しい。DSU6.2条を21.5条手続の文脈において解釈するならば、現在係属中の同手続の主題は、「主として2004年雇用法が終局的に2000年のDSB勧告及び裁定との適合性を達成したかどうかを審理する」ことにある(para.29)。かかる観点からすれば、ECのパネル設置要請には、その第3項に、原手続における4.7条勧告及び21.5条手続(I)におけるETI法に関する認定(FSC補助金に係る祖父条項に対する認定を含む)への言及がある(para.29)。

また、パネルが米国の防御利益侵害の有無について審査したのは正しい。パネルは米国に利益侵害の立証責任を負担させたものではなく、6.2条違反の審査するにあたって、相手国の利益侵害の有無が関連する問題だからである。

(2)米国の申立には正当な理由がない。第一に、原手続パネルがSCM協定4.7条により行った勧告は、ETI法に関連するものである。21.5条手続の趣旨は、先行する勧告及び裁定を実施するためにとられた後続する諸措置(later measures)が、実際に当該勧告及び裁定との適合性を達成するか否かを評価することであり、SCM協定4.7条はそれだけを切り離して解釈することはできない(para.32)。第二に、パネルは「問題処理」基準(“fixing the problem” standard)を不適切に創出したものではなく、原手続及び21.5条手続(I)で存在すると認定された違法性が除去されたかどうかを正当に審査したものである。パネルが、元の措置(FSC税制)と履行措置(ETI税制及び雇用法)との区別を不当に曖昧にしたとの米国の主張について、同国が引用するカナダ航空機補助金事件21.5条手続上級委員会報告による認定は、履行措置を原手続の勧告に照らして審査できないという同国主張を支持するものではない。他方、ECは自己の主張を支持する先例として、ブラジル航空機補助金事件21.5条手続上級委員会報告



<sup>4</sup> (パラ82(a)及び(b)) に言及する。第三に、パネルは21.5条手続(I)の認定及び勧告の解釈を誤っていない。ECによれば、原手続の4.7条勧告はETI法全体(同法5条を含む)に適用がある。その理由は、原手続の勧告こそが、履行措置を審査し、同措置が適合性を確保したかどうかを評価するための「基準そのもの(very benchmark)」だからである。4.7条勧告の主要な目的は廃止までの期限設定にあり、21.5条手続(I)において新たな4.7条勧告は不要である(para.34)。

ECは、新たな4.7条勧告が必要とされた場合(かつ、新たな期限設定が行われる場合)に起こりうる、紛争解決制度の実効的機能不全に対するパネルの懸念を支持する(para.37)。

### EC (申立国) の主張

米国申立のいずれかが認容された場合、予備的に以下の諸点を主張する。

- (1)FSC=ETI補助金を完全に廃止していないことにより、米国はDSB勧告及び裁定並びにSCM協定4.7条との適合性を確保していないことを認定する。
- (2)FSC=ETI補助金を完全に廃止していないことにより、米国はDSB勧告及び裁定との適合性を確保しておらず、DSU19.1条及び同21.1条に違反する。
- (3)新たな4.7条勧告は不要であるとのパネルの結論を覆す場合には、当該4.7条勧告を新たに行うことを要請する。付け加えて、上級委員会が新たな勧告が必要であると考慮する場合、申立国が特に要請するか否かに関わりなく、4.7条勧告及び19.1条勧告を行わなければならない。その場合でも、禁止補助金の廃止に係る新たな期限設定はなされるべきでない。

### 米国 (被申立国) の抗弁

- (1)DSU19.1条はパネル・上級委員会に対する義務づけ規定であり、加盟国である米国は同条に違反して行動し得ない。また、同21.1条は何らの義務も定める規定ではない(para.43)。
- (2)DSU19.1条及び21.1条と同様、SCM協定4.7条もWTO加盟国に対して義務を課すものではなく、パネルに対する規定である。21.5条手続(I)パネル・上級委員会とも、SCM協定4.7条違反を認定しているのではなく、同4.7条によるDSB勧告及び裁定との適合性を確保していないと認定しているのである(para.44)。
- (3)パネルが新たな勧告を不要とした結論に、法的誤りがあることを条件とする予備的主張は許されない。当該条件事実についての不服申立は行われていない。
- (4)ECの提出書面は、Working Proceduresのルール21に規定する「不服申立の根拠

---

<sup>4</sup> Appellate Body Report, Brazil-Export Financing Programme for Aircraft : Recourse by Canada to Article 21.5 of the DSU, WT/DS46/AB/RW, adopted 4 August 2000.

及び根拠規定の的確な記述」を欠く曖昧なものである。

### 第三国意見

- (1)オーストラリア：付託事項について、仮に上級委員会がパネル裁定を覆したとしても、米国は変わらずFSC補助金の廃止義務を負う。ETI税制とDSB勧告実施について、米国は実質的に採択されたDSB勧告に対する不服申立を行っており、原手続のDSB勧告は、後続する履行措置がWTO法不適合と認定される限り、「継続的な適用可能性(continuing application)」をもつ。
- (2)ブラジル：付託事項について、ECパネル設置要請書の特定箇所（すなわち、第2項『紛争対象』）に大きなウェイトが置かれるべきとの米国主張は、「実質より形式を(form over substance)」優先するものである。ETI税制とDSB勧告実施について、「問題処理」基準は21.5条の規定文言解釈に沿ったものであると考える。米国は21.5条手続(I)でWTO協定不適合と認定されたETI税制の是正義務を認識するところ、いつ、どのように、同税制をWTO協定適合的にさせるのか明確にしていない。

### 3. 上級委員会

[上級委員会の審理]

#### (1)付託事項について

上級委員会はこれまで、21.5条に規定される「この了解に定める紛争解決手続」という文言の厳密な範囲を画定し、かつ、同文言と6.2条との関連性についての判断を求められたことはない。本件事案の解決には同文言の厳密な範囲画定は不要と考えるが、同文言の「紛争解決手続」は6.2条にまで拡張的に及び、一般的に、6.2条は21.5条手続におけるパネル設置要請に適用があると考えられる。同時に、21.5条手続はDSB勧告及び裁定の実施に係る手続であるから、6.2条も21.5条に照らして解釈されることが必要である。換言すれば、6.2条の義務は、21.5条手続に係るパネル設置要請のために調整(adapt)することが必要である (para.59)。〔下線は筆者による〕21.5条は、DSB勧告及び裁定を「実施するためにとられる措置」（＝履行措置）と明確にリンクさせている。したがって、21.5条手続において明示されるべき「問題となっている特定の措置」とは履行措置のことであり、6.2条の義務も原手続におけるDSB勧告及び裁定に照らして評価されなければならない(para.61)。

したがって、21.5条手続において、「問題となっている特定の措置」を明示し、「申立ての法的根拠についての簡潔な要約」を示すために、申立国が最低限(at a minimum)〔原文ではイタリック体〕明示しなければならない事項は以下の通

り。(i)原手続及び本件手続に先行する21.5条手続におけるDSB勧告及び裁定の引用、(ii)履行措置とされるもの(the measures allegedly taken to comply with those recommendations and rulings)及び同措置中の欠陥を十分詳細に明示するか、あるいは、履行措置が被申立国によって執られていないことを示すこと、(iii)履行措置によっては本件手続に先行する諸手続で認定されたWTO協定不適合性が除去されないこと、又は、履行措置によって新たなWTO協定不適合がもたらされたことを明示することにより、申立の法的根拠を提示する(para.62)。

本件事案は、これらのうち、履行措置不存在に係る事例でも、申立の法的根拠の不提示に係る事例でもない。ここで問われているのは、ETI法5条に関して、ECが「問題となっている特定の措置」を適切に明示したかどうかという点である。ECは、原手続及び21.5条手続(I)における全てのDSB勧告及び裁定を明示し、「問題となっている特定の措置」として雇用法101条を明示している。問題となるのは、ECのパネル設置要請によって、ETI法5条の継続的有効性に対する申立を行う旨の米国への十分な告知となり得たかどうかである(para.65)。この点、ECは、原手続及び21.5条手続(I)において存在を認定された禁止補助金「全体(entirety)」〔原文ではイタリック体〕を明示しており、これはETI法5条を含むものである。また、上級委員会の先例では、「パネル設置要請が十分であるか否かを考究するにあたっては、設置要請中に用いられた言葉の意味を確かめるために、パネル手続過程においてなされる提出書面及び口頭弁論、特に第1回提出書面を調べることができる」と説示された<sup>5</sup>。ECの第1回提出書面では、「FSC補助金に係る祖父条項(ETI法5条)」と「ETI補助金に係る経過措置・祖父条項(雇用法)」とが明確に区別され、双方に対する申立を行う旨明示されている。本上級委員会は、EUのパネル設置要請は全体として読解されるべきであり、その評価は、設置要請書第2項の『紛争対象』の内容に限定されるべきでないというパネル説示に同意する(para.67)。〔下線は筆者による〕

ECがパネル設置要請においてETI法5条の継続的有効性に対する申立を明示した方が6.2条の観点から望ましいことは確かであるが、その記述は全体として、少なくとも、6.2条の最低限の義務(the minimum requirement of Article 6.2)は満たしている(para.68)。

## (2) SCM協定4.7条及びDSU21.5条手続について

補助金を交付している加盟国が禁止補助金を「遅滞なく」廃止する義務は、DSBに採択されたSCM協定3条違反の認定及び同4.7条の勧告から導出されるものであると考える。4.7条勧告は、加盟国が当該禁止補助金を完全に(fully)〔原文ではイタリック体〕廃止することにより義務を完遂するまで有効であり続け

<sup>5</sup> Appellate Body Report, United States-Countervailing Duties on Certain Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products from Germany, WT/DS213/AB/R, adopted 19 December 2002, para.127.

る(remains in effect)。禁止補助金の部分的廃止の場合には、存続部分に対して4.7条勧告は有効である。同様に、原手続の対象措置（禁止補助金）に取って代わる他の補助金が新たに禁止補助金と認定されるような履行措置がとられる場合にも4.7条勧告の義務は完遂されない。こうした場合、たとえ数次にわたる21.5条手続が必要となろうとも、禁止補助金が完全に廃止されるまで、4.7条勧告を実施する義務は有効であり続ける(paras.83-84)。

本件手続では、履行措置（すなわち、雇用法）によって禁止補助金の大部分は廃止されたが、雇用法の経過措置及び祖父条項によりETI補助金が完全に廃止されない限りにおいて、21.5条手続(II)パネルが、原手続の4.7条勧告が完全には実施されておらず、未実施部分に関して同勧告は有効であり続けると結論を下すのに十分である(para.85)。

仮に、21.5条手続パネルが新たな4.7条勧告を行うとすれば、改めて廃止までの期限確定も行われるものと推定され、同手続の繰り返しによって実質的に廃止期限の延長効果を生じ、潜在的には紛争解決手続の「終わりになき循環」(“never-ending cycle”)に陥るおそれがある(para.86)。パネルが説示した通り、原手続のDSB勧告と21.5条手続(I)(II)のDSB勧告とは、原手続における勧告及び裁定の実施に関連する一連の事象の一部分(part of a continuum of events)を成している。雇用法によってはFSC補助金及びETI補助金が完全に廃止されていないと認定されたことは、米国がDSBにより採択された勧告及び裁定全体(totality)を実施しておらず、禁止補助金を完全に廃止する(withdraw fully)義務を満たしておらず、したがって、今なお禁止補助金を完全に廃止する義務を負い続けていることを示している(para.87)。〔下線は筆者による〕

最後に、加盟国が「問題を処理した(fixed the problem)」かどうかを判定するとパネルが説示したことが、21.5条手続におけるパネルの任務を誤認するものであるとの米国の申立について、同手続パネルの任務は、DSB勧告及び裁定に対する履行措置の有無、履行措置が存在する場合には、そのWTO協定適合性の如何、あるいは履行措置が部分的にしか勧告及び裁定を実施していないかどうかの審査を行うことにある。そのために、パネルは、先行するすべてのDSB勧告及び裁定、並びに、それら勧告及び裁定の対象となる措置群の全体を審査しなければならない。本件手続パネルによれば、原手続のDSB勧告及び裁定は「『問題』が完全に『処理』されるまで（すなわち、禁止補助金が完全に廃止されるまで）、21.5条手続プロセスを通じて有効であり続ける」とした。続いてパネルは、米国の履行措置がWTO協定適合的かどうかを審査した。すなわち、パネルは、①勧告及び裁定を「実施するためにとられた措置」（＝履行措置）を特定し、②続いて原手続パネルによる4.7条勧告についての見解を示し、③最後に特定された履行措置の存否又はWTO協定適合性を審査した。

原手続パネルの勧告とのパネルは21.5条手続の任務につき「問題の処理(fixing the problem)」よりも正確な言葉を用いることができたが、パネルによる分析は全体として適切にその任務を果たしており、より重要なことには、21.5条に基づく自らの管轄権(authority)をゆ越しなかったものとする。

〔上級委員会の結論〕

- (1) 禁止されるFSC補助金の存続を認める2000年FSC廃止及び域外所得除外法5条(c)(1)(B)は、付託事項の範囲内に含まれるとのパネル報告パラグラフ7.87におけるパネルの認定を支持する。
- (2) 「米国雇用法101条が、経過措置規定及び祖父条項を通じて、FSC税制及びETI税制にかかる禁止補助金を存続させる限りにおいて、米国は、禁止補助金を廃止し対象措置をWTO協定に適合的なものにするよう義務づけ、かつ、現在も有効なDSB勧告及び裁定を完全には実施していない(fail to implement fully the operative DSB recommendations and rulings)〔下線は筆者による〕」とのパネル報告パラグラフ7.65及び8.1におけるパネルの認定及び結論というパネル認定及び結論を支持する。

### Ⅲ. 解説

#### 1. 本件手続の背景

本件手続は、米国の輸出優遇税制を巡って30有余年にわたりEC・米間で争われてきた貿易紛争の最終段階に位置づけられる。雇用法の制定により、米国の輸出優遇税制のうち大部分についてはWTO協定適合的なものに改正されたが、経過措置及び祖父条項の存在により、すでに上級委員会が禁止補助金であると判断したFSC税制及びETI税制上の利益が部分的に存続された。実体法上の評価としては、雇用法による経過措置及び祖父条項の違法性は明らかであり、本件手続において米国もEC申立の実体法上の主張に対しては何ら抗弁を提出していない。その代わりに、米国はやや形式的かつ技術的とも思える手続法上の主張を展開した。

このような訴訟戦略をとる米国の意図として、明らかに推測されることは時間稼ぎである。少なくとも経過措置については、本件上級委員会報告書提出の時点において、2年間のうちすでに1年以上が経過した。また、2002年にECがDSBの承認を受けた約40億ドル相当の対抗措置は、2004年3月より段階的に発動されていたが、同年10月の雇用法成立を受けて、EC理事会規則により、その執行が一時停止されている。この一時停止措置は、2005年1月から開始され、雇用法に対する21.5条手続(II)を通じて、改めてWTO協定違反が認定された後60日間を経過するまでの期間、存続するとされた<sup>6</sup>。

本件上級委員会報告のDSB採択をもって、ECによる対抗措置の執行再開に向けて道が開かれたことになる。同報告書が提出された2006年2月13日の直後に、EC貿易担当委員マンデルソンが今後3ヶ月(DSB採択までの約1ヶ月間+上記理事会規則が規定する「60日間」)以内にこの問題が解決に達しない場合には、米国からの輸入産品<sup>7</sup>に14%の対抗関税(約3億ドル相当の対抗措置)を実施すると公表した。これに対して、翌14日、ポートマンUSTR代表はこれら2つの条項(経過措置及び祖父条項)の雇用法に占める重要性を訴え、対抗措置を再開しないよう懇請するとともに、経過措置はすぐに満了し残された祖父条項による経済効果はEUに認められた40億ドルの対抗措置額とは比較にならないほど小さいと述べた<sup>8</sup>。また、グラスリー上院財政委員会議長は、エアバス補助金に対する米国のWTO提訴をにらんで、ECはFSC紛争の引き延ばし戦略をとっているに過ぎないと批判した<sup>9</sup>。祖父条項による最大の受益企業として、ECがかねてより非難の的としてきたのがボーイング社であったことを想起すると、あながち的はずれな指摘とも言えないよ

<sup>6</sup> Council Regulation(EC)No.171/2005 of 31 Jan. 2005, O.J.L28, 1/2/2005, pp.31-40.

<sup>7</sup> 具体的には、農産品、木製品、衣料品類、履物、鉄鋼製品、アルミ製品、家電製品および玩具等がリストアップされた。International Trade Reporter, vol.23, No.9, p.311(2 March 2006).

<sup>8</sup> Inside U.S. Trade, Feb. 17, 2006.

<sup>9</sup> Id.

うに思える<sup>10</sup>。

その後、マンデルソンはFSC=ETI補助金存続の問題性は、リース契約よりも売買契約において顕著であることを明らかにしたと伝えられる等、5月16日に設定された交渉期限に向けて解決の糸口を模索すべく両国間のやりとりが進められる中で、米国議会ではWTO協定違反を是正するための新たな立法措置についての審議が急ピッチで進められた。その結果、FSC/ETI補助金に係る祖父条項の廃止を盛り込んだ増税防止・調整法<sup>11</sup>が、5月10日に下院議会を244対185で通過し、その後上院議会を通過、ブッシュ大統領の署名を経て、5月17日、正式に成立した<sup>12</sup>。同法においては、キャピタルゲイン及び配当所得に対する減税措置の2年間延長、代替的最小課税制度(AMT: Alternative Minimum Tax)による免税の2006年度延長適用等の租税優遇制度と組み合わせる形で、法513条によって、ETI法及び雇用法で規定したFSC/ETI補助金に係る祖父条項を廃止した<sup>13</sup>。同法は経過措置について何ら規定しておらず、その意味において厳密には、今なお米国はDSB勧告及び裁定を「完全に」実施したとは言えないものの、下院歳入委員会議長のトーマス議員は、同法の成立により、米国の輸出優遇税制を巡る長きにわたった米・EU間の紛争が終結することを確信する旨のコメントを出し<sup>14</sup>、ECのマンデルソン委員も同法の成立を歓迎し、対抗措置の執行再開は撤回されるだろうとのコメントを出した<sup>15</sup>。これをもって、長らく続いた米欧間のFSC税制を巡るWTO紛争は解決をみたことになる。

## 2. 21.5条手続における新たな勧告の要否

本件手続では、21.5条手続において、パネル・上級委員会が新たな勧告を行うことを義務づけられるか否かが争われた。21.5条手続は、原手続において協定違反と認定された対象措置に関して、DSB勧告及び裁定を実施するためにとられた措置の有無または当該措置の対象協定との適合性について、紛争当事国間で意見の相違が見られる場合に、その意見の相違を「この了解に定める紛争解決手続の利用によって解決」する制度である。

本件手続で問題となったのは、21.5条手続において、DSUによる紛争解決手続をどこまで利用することが制度上予定されているかという点である。本件手続に関連する条文はSCM協定4.7条（及びDSU19.1条）である。すなわち、DSU19.1条

<sup>10</sup> ボーイング社単独で、1995～2005年の間に16億ドルの利益を受け、さらに今後10年間、祖父条項の下で6億1500万ドル超の利益を受けるとのEUによる試算が公表されている。International Trade Reporter, vol.23, No.7, p.226(Feb. 16 2006).

<sup>11</sup> Tax Increase Prevention and Reconciliation Act of 2006(H. R. 4297).

<sup>12</sup> Pubic Law 109-222.

<sup>13</sup> この廃止条項は、同法発効日後に開始される課税年度から適用される。法513条(c)。

<sup>14</sup> International Trade Reporter, vol.23, No.19, p.720(May 11, 2006).

<sup>15</sup> [http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/may/tradoc\\_128632.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/may/tradoc_128632.pdf)

は、パネルに対して、問題とされる措置を対象協定に適合させるよう「勧告する」ことを義務づける。禁止補助金に関するSCM協定4.7条も同様に、同条はパネルに対して、禁止補助金を遅滞なく廃止するよう「勧告する」ことを義務づける。通常手続において当然と考えられるこれら規定も、21.5条手続の場合においても同様に適用されるか否かが問題となる。

この問題に対する上級委員会の説示及び結論は、おおむね首肯できるものである。実質論として考えた場合、禁止補助金事案であれ、その他通常の協定違反事案であれ、原手続におけるDSB勧告がそれに後続する紛争解決の全プロセスを通じて有効であり続けなければ、SCM協定4.7条の廃止「期限」（及びDSU21.3条の「実施のための妥当な期間」）の設定や、対抗措置の承認をはじめとした、WTO協定違反の是正を確保するための様々な制度上の仕組みが実効的に機能しなくなるからである。この点、パネル及び上級委員会が、被申立国が時間稼ぎのために協定不適合の「履行措置」を（繰り返し）とり続けることによって「終わりのない循環(never-ending cycle)」に陥るおそれがあると説示したことは、この問題の核心をついている。

他方、この点に関する先例の慣行は、パネル・上級委員会ともに分かれており、ほとんどの事例においては、対象措置をWTO協定の義務に適合的なものにするよう、新たに「勧告」を行っているが（下記(1)事例群）、輸出補助金に関するいくつかの紛争事例では、被申立国は補助金を廃止しておらず、DSB勧告を実施するための措置がとられていないとの結論を述べるにとどまるものもある（下記(2)事例群）。

#### (1)新たな勧告あり：

- EC・バナナ輸入制限事件パネル（エクアドル申立）パラ7.2(WT/DS27/ECU, para.7.2)
- オーストラリア・鮭輸入制限事件パネル(WT/DS18/RW, para.8.4)
- メキシコ・HFCS・AD調査事件パネル(WT/DS132/RW, para.7.3)
- 同事件上級委員会(WT/DS132/AB/RW, para.136)
- カナダ・酪農品補助金事件パネル(WT/DS103/RW, WT/DS113/RW, para.7.3)
- EC・ベッドリネン・AD税事件上級委員会(WT/DS141/AB/RW, para.184)
- 米国・FSC税制事件(I)上級委員会(WT/DS108/AB/RW, para.257)
- カナダ・酪農品補助金事件(II)パネル(WT/DS103/RW2, WT/DS113/RW2, para.6.3)
- 同事件(II)上級委員会(WT/DS103/AB/RW2, WT/DS113/AB/RW2, para.160)
- 日本・リンゴ輸入検疫事件パネル(WT/DS245/RW, para.9.3)
- 米国・軟材CVD最終決定事件(WT/DS257/RW, para.5.5)
- 米国・EC産品に対するCVD事件(WT/DS212/RW, para.8.3)



(2)新たな勧告なし：

オーストラリア・皮革補助金事件パネル(WT/DS126/RW, para.7.1)

カナダ・航空機補助金事件パネル(WT/DS70/RW, para.6.2)

ブラジル・航空機補助金事件パネル(WT/DS46/RW, para.7.1)

同事件上級委員会(WT/DS46/AB/RW, para.82)

米国・FSC税制事件(I)パネル(WT/DS108/RW, )

これら先例のうち、「勧告」の要否が直接の論点として言及された事例は、米国FSC税制事件21.5条手続(I)パネルのみである。先に紹介した通り、同手続では中間報告書の段階において、まさにこの点につき、ECが、「勧告」を含むパネル中間報告書の修正を主張した。これに対してパネルは、米国がこのEC主張に対して何ら反論しなかったこと、及び、従来のパネル・上級委員会の慣行が不統一であることを勘案した上で、原手続のDSB勧告が「今なお有効である(remain operative)」との見解を示し、勧告部分を削除したという経緯がある。他方、同手続の上級委員会は上述の通り勧告を行っている。

先例において、勧告を行わなかった事例群が、すべて禁止補助金に関する紛争事例であることは単なる偶然ではないようにも思える。しかしながら、このようなパネル・上級委員会における慣行の相違は、勧告にかかる根拠規定の違い

(DSU19条とSCM4.7条)のみによっては合理的に説明されないし、こうした慣行の相違につき、パネル・上級委員会が何らかの法的要請に基づいて意識的に区別してきたと推認すべき説示箇所も見出せない。また本件手続のように、新たな勧告の有無を根拠として、紛争当事国の一方または双方が特定の法的効果を主張したこともこれまではなかった。

以上を踏まえた上でさらに考察するならば、パネル・上級委員会は、禁止補助金事例において、単に事実上の慣行として新たな勧告を出してこなかったと考えるしかなく、その理由を付度するならば、少なくとも禁止補助金事案におけるDSB勧告の明確性に関連するものと推測することができよう。

この点、本件パネルは、禁止補助金事例の場合、これに対するDSB勧告の内容は、当該禁止補助金の「廃止」以外にあり得ず、21.5条履行確認手続パネルの認定は、「禁止補助金を廃止したか、あるいは、完全に廃止していないか」の二つしかあり得ないと述べる。つまり、禁止補助金以外のWTO協定違反事案の場合には、原手続において「対象協定の義務に適合させるよう」勧告がなされるものの、その具体的な実施方法については明確性を欠いている。このため、被申立国による多種多様な履行措置を対象として、新たな勧告を行うという慣行が通常であるのに対して、禁止補助金事案の場合には、その他の協定違反事案の場合と比較して、原手続における勧告内容がより明確であり、これに後続する一連の21.5条手

続においても、原手続における対象措置の「完全な廃止」が実施されたか否かだけが焦点となるからである。このため、禁止補助金事案では、パネル・上級委員会は、例外的に、新たな勧告を行わないという慣行を積み重ねたのではあるまいか。

しかしながら、想定される被申立国による履行措置の多様性という観点からは、禁止補助金事案とその他事案との間には、有意の差異を見いだせない場合も少なくないだろう。禁止補助金を「廃止」し、WTO協定に適合させる具体的方法は、他の協定違反事案と同様、多種多様であることが容易に想定されるからである。この点例えば、被申立国による履行措置が新たなWTO協定違反を構成する場合であっても、当該履行措置が少なくとも「禁止補助金」たる法的性格を喪失するものであるならば、SCM協定4.7条に基づく「廃止」義務は完全に達成されたことになるが、その場合でも、原手続のDSB勧告を「実施するためにとられた措置」として21.5条手続の俎上に乗せてもよいと認められる限りにおいては（21.5条手続の対象となるべき履行措置の外延問題（下記3. 参照）、改めてDSU19.1条に基づく勧告を義務づけるべきでない<sup>16</sup>。ただし、この場合には、あらためてRPTの設定は必要とされるだろう。

したがって、過去のパネル・上級委員会の慣行がどうあれ、本件上級委員会報告の法的射程を、禁止補助金事案に固有の問題という形で限局化し、それ以外の協定違反事案と区別して論ずるのは適切でない。本件パネルの説示内容は、通常の協定違反事案の場合にも、実質上ほぼ同様にあてはまるからである。すなわち、原手続のDSB勧告は、被申立国が対象措置を協定適合的なものにしない限り、後続して繰り返しとられる21.5条手続の全プロセスを通じて有効であり続けるのであり、21.5条手続において新たに勧告を行う必要はない。

### 3. 21.5条手続の管轄権：「実施するためにとられた措置」の範囲画定問題

本件事案では21.5条手続において、原手続のDSB勧告に係る履行措置（「実施するためにとられた措置」）がETI法及び雇用法であることについて、両当事国間に争いはなく<sup>17</sup>、パネル・上級委員会ともにこの点に関する審査は行っていない。もっとも本件上級委員会は、DSU21.5条に規定される「勧告及び裁定を実施するためにとられる措置」の範囲画定（すなわち、21.5条手続審査の対象となるべき履行措置の範囲画定）問題を明確に認識しており、同報告書脚注153において、履行

<sup>16</sup> EC・インド産ベッドリネンAD事件21.5条手続上級委員会報告（パラグラフ79）によれば、「履行措置のWTO法不適合性は、原手続に係る対象措置のそれとは「いくつかの点で異なる(in ways different from)」場合があるとされる。Appellate Body Report, European Communities-Anti-Dumping Duties on Imports of Cotton-Type Bed Linen from India-Recourse to Article 21.5 of the DSU by India, WT/DS141/AB/RW, adopted 24 April 2003, para. 79.

<sup>17</sup>本件手続パネル報告, para.7.50, n.72。

措置として21.5条手続の審査対象となる措置の範囲画定問題は、様々な側面からの検討を要するとの問題意識が示された。

なるほど例えば、原手続においてWTO協定違反とされた対象措置に関して、被申立国がこれを廃止するとともに同様の貿易制限効果を有する代替措置を導入した場合、この代替措置に対して新規に通常の紛争解決手続を開始しなければならないか、それとも21.5条手続の審査対象とすることができるかは、両手続のいずれを選択するかによって生ずる様々な制度上の相違点に鑑みると<sup>18</sup>、紛争当事国の利害はもとより、WTO紛争解決制度の実効的運用という観点からも極めて重大な関心事となるからである。

一般的に、「履行措置」の範囲は、紛争当事国（申立国あるいは被申立国）によって決定されるものでなく、もっぱらパネル・上級委員会がその範囲を画定する任にあたることを確認されている<sup>19</sup>。

この問題が詳細に検討された先例として、米国・カナダ産軟材CVD事件(IV)21.5条手続の上級委員会報告がある<sup>20</sup>。同報告はこの問題に関する先例を詳細に分析し、ある措置が21.5条手続の審査対象となる「履行措置」の範囲に含まれるか否かは、次のような諸要素を吟味することが必要であると説示した。すなわち、当該措置が、原手続の対象措置及びDSB勧告との関係において、当該措置の導入時期が原手続の係属期間（特に上級委員会報告提出・DSB勧告の時期）と近接しているか（「時期(timing)」の観点）、当該措置の性質が原手続の対象措置と同質のものか（「性質(nature)」の観点）、さらには、当該措置及びその法的効果が、被申立国によって「履行措置」と宣言される措置や原手続DSB勧告と「密接不可分にリンクして(inextricably linked)」いるか（「密接関連性(close relationship)」の観点）、といった諸要素が列挙された<sup>21</sup>。

#### 4. 手続法上の問題の解明

---

<sup>18</sup> 米国・カナダ産軟材 CVD 事件(IV)21.5 条手続上級委員会報告（パラグラフ 71）によれば、21.5 条パネルでは、①可能な限り原手続パネル(original panel)メンバーによって構成され、より効率的な事件処理が期待されること、②期限が原則として 90 日間に設定されていること、③申立事項について、いくつか制限がもうけられること（制限の例として、原手続上級委員会により WTO 適合的と判断された事項について再審査を求めること、原手続でパネル認定がありかつ上級委員会への不服申立がなされなかった事項）が挙げられる。Appellate Body Report, United States-Final Countervailing Duty Determination with respect to Certain Softwood Lumber from Canada-Recourse by Canada to Article 21.5 of the DSU, WT/DS257/AB/RW, adopted 20 December 2005, para.71.

<sup>19</sup> EC-Bed Linen, 前掲註(16), para.78; US-Softwood Lumber IV, 前掲註(18), para.73.

<sup>20</sup> この事件は、補助金額の認定において米商務省が pass-through 分析を怠ったことを理由として原手続において WTO 協定違反の DSB 勧告が行われた後、米国が同勧告に対する履行措置としての再決定 (URAA129 条決定) を行う一方、ほぼ同時期にこれとは別に第 1 回評価レビュー (First Assessment Review) を行ったところ、カナダが当該再決定及び第 1 回評価レビューの両措置を対象として 21.5 条手続の申立を行った事案である。米国は第 1 回評価レビューは、CVD 賦課決定手続とは別物であり、履行措置の範囲外であり、21.5 条手続の審査対象とならないとの反論を行った。

<sup>21</sup> US-Softwood Lumber IV, 前掲註(18), paras.73-77.

WTO紛争解決手続は10年間の経験を経て、実体法上の問題（特に、ガット3条や同20条等、いくつかの重要な条文）については、紛争事例が蓄積され、一種の「判例法」が形成されてきたと認められる。他方、手続法上の問題については、付託事項の範囲に係る問題を除いては、相対的には今なお経験の蓄積が乏しいと言わざるを得ない。本件事案でも上記の米国・カナダ産軟材CVD事件でも、米国は実体法上の抗弁を一切提出せず、もっぱら手続法上の問題を主張するという戦略をとっている。もっとも本件事案の場合には、雇用法上の経過措置が失効するまでの時間稼ぎという特殊事情が露骨に観察され、かつ、不服申立の内容としてもほとんど訴権濫用に近いことが行われているため、参考とすべき先例とは言えないようにも思えるが、こうした濫訴を封じる意味でも、手続法上の諸問題のできるだけ早い解明及び必要とされる追加的な立法整備は、WTO紛争解決制度の健全かつ実効的な運用を保全するために極めて重要な問題として認識されよう。